

## 新島村博物館

### 「研究紀要」

「天明3年薩摩国川内船遭難」

「文化8年越後国天領米御用船遭難」—大坂河内屋長左衛門船—

元法政大学文学部教授 文学博士・新島村博物館館外研究協力委員 段木一行

## 天明3年薩摩国川内船遭難

はじめに

天明3年(1783)正月のこと、薩摩国川内船が新島持式根島の野伏浦で遭難したことが、新島村役場所蔵文書に見える。

(1) 天明三年卯正月付「薩摩川内孫七船漂着一件留」(1)

(2) 卯三月「薩摩船破船書付写」(2)

船荷は薩摩江戸屋敷用穀物で、船には宰領衆(3)として上村鉄兵衛・川辺喜平太と岩崎甚内の3人が同乗し、沖船頭休兵衛ら25人の乗組員で、天明2年(1782)11月に薩摩国を出帆した。

年が明けて正月、志摩国を出たところで難風に逢い、遠州御前崎とおほしき沖に流され、とある嶋山を望見、本船を碇で留めて、全員舳に乗り移り、その嶋にたどり着いた。それが式根島であったと言うのである。ただし、遭難した時点では、宰領衆は1人減少して2人になっている。

この海難事故を、主として上記2点の古文書を通して解明してみたい。

### 1. 薩摩国出帆

薩摩国川内船間嶋孫七船に対して、薩摩藩江戸蔵米屋敷へ米690石の輸送を命じた。

米は領内の山崎出物蔵(4)から1,100俵(真米)・向田出物蔵(5)1,380俵(真米)・隈之城与本郷(6)625俵(真米)・山崎与(7)510俵(真米)・隈之城与向田300俵(真米)・川内与高江128俵(真米)と、御物方(8)14俵(赤舂)を取り集めた。

其方船江積渡候条、海上入念乗届、江戸薩摩屋敷於蔵元堅固可致上納候、若欠米相立候ハ、請合之通差足可相納候、聊□□有之間敷也

川内表御仕立方代官 堀八郎右衛門印

天明二年寅十一月十二日

右船頭方

江戸輸送を命じられ、もし欠米が生じた場合は弁償するとある。

次に船主・沖船頭以下乗組員全員氏名と、積荷のリストなどを下記の通りに書き上げ提出している

差出

六百九拾石積老艘

船主 船間嶋 孫七

沖船頭同所 休兵衛

水主	船間嶋	庄右衛門	65才	水主	船間嶋	喜平	62才
同	同	長四郎	38才	同	同	弥左衛門	20才
同	同	弥吉	28才	同	同	覚兵衛	43才
同	同	藤吉	15才	同	同	仁右衛門	46才
同	同	貞右衛門	30才	同	同	長五郎	25才
同	甕嶋	彦右衛門	53才	同	船間嶋	休五郎	32才
同	同	安右衛門	28才	同	久世崎之	半十	33才
同	京泊之	文助	21才	同	同	平市	38才
同	同	早十	40才	同	同	市五郎	15才
同	西方之	仲左衛門	50才	同	同	金八	23才
同	船間嶋	藤藏	26才	同	同	紋右衛門	60才
同	京泊之	伊勢	20才	同	同	金左衛門	55才

合 船頭・水主25人 禪宗 浄土宗

乗組員は全員薩摩国の水主で、船頭休兵衛を除く24人は、60代3人・50代3人・40代3人・30代5人・20代8人・10代2人であった。

船具及び積荷は次の通りであった。

杉帆柱	1本	同帆桁	1本	同屋帆柱	1本	
梶	1本	櫓	27丁	揚舟	1艘	
綱	23房	鉄碇	10頭	帆木綿莫塵		
走り道具	真物	赤具	飯米櫃	1つ	仕飯米	25石
着□人	8つ	懸硯	5つ	錢	50貫文	
届御米	1.293石7斗6升起	御差荷		赤粉	14俵	

これらを江戸までの藩公用船であるから、警護役人である上乘衆は3人で、薩摩藩士の土村鉄兵衛・岩崎甚内・川辺喜平太であった。

薩摩から江戸までの航路には関所がいくつもある。そのため通行手形を船頭は持参していなければならない。その手形の発行手続きが下記のような一連の記録である。

右ハ江戸為御続米、向田出物・山崎出物并帖佐与御蔵入、濃之城与・山崎与・川内与御蔵米積合ニ申請、積上り申候、沖船頭之儀ハ海上能致候ものニ御座候、尤他領之水主宅人も乗セ不申候、諸所津御口番所逢御改可申候、此外何□御法度之諸物積入不申候条、津口通り御手形被仰付被下候様御申上奉願上候、以上

寅十一月	右船主船間嶋	孫七印
	沖船頭同所	休兵衛印
	五人与同所	沖右衛門印
	右同	治左衛門印

御浦役人衆中  
年行事衆中

上記の記述は先に引用した積荷リストに続くものである。「与」と言う文字には「クミ」とルビが振ってある。新島役人が破船した乗組員らの言う文字にルビを付したもので、薩摩藩独特の言い回しなのであろう。このことから藩内各地（主として川内川流域）の蔵米を集めて船積された米で、江戸藩邸用であったと思われる。

船主・沖船頭らは、薩摩藩内の浦役所に必要書類を提出し、通行手形の下付を申請した。申請書を受理した浦役所は、年行事名で薩摩藩在番役所へ上申している。

右之通承届、別条無御座候間、津口通御手形仰付被下候様ニ御印書被成可被下様奉願上候、以上

寅十一月十一日	年行事	孫左衛門印
	右同	孫七印
	脇役	酒田伝左衛門印

御在番 衆中

ここまでは武士身分の者ではなく、藩米を取り扱う商人で、恐らく脇役として署名捺印した酒田伝右衛門は、武士または郷土身分か、又は苗字帯刀を許されている者と思われる。薩摩藩の身分制度には独特なものがあり、私には十分理解し得ないところである。

次に在番役所から御仕立方代官所へ申達の手続きをしている。ここからは薩摩藩役所と云うことか

右申出趣、別儀無御座候段承届申候、津口通御手形被仰付被下度奉存候、以上

寅十一月十一日	京泊り在番□代	知識治右衛門印
---------	---------	---------

川内表御仕立方

御代官

京泊在番から申達された書類は、川内表仕立方代官所に送られ、代官坂口八郎右衛門が書類を審査し、各地の船改役所宛てに下記の裏書きをし、通行の許可を求めている。

裏書

此書相改於無相違者可被差通候、以上

寅十一月十二日

川内表御仕立方代官 坂口八郎右衛門

諸所 船改所

しかし、これが最終ではなく、裏書きされた申請書類は、川内表御仕立方代官所から、さらに薩摩藩の中央役所に進達し、積荷の性格と乗組員・宰領（警護）役人の人数を明確にし、禁制（キリスト教）の信仰者ではないことを保証し、下記の通り諸国船改所宛てに、通行の許可を要請している。

松平薩摩守江戸屋敷用穀物船壹艘、水主式拾五人、外宰領三人、江戸江差遣候、御禁制之宗旨者ニ而無御座候条、無異儀御通可被成候、以上

天明二年寅十一月十五日

松平薩摩守内

堀孫大夫印

諸国 船御役所

特に幕府が最重要視し、江戸湾出入口に設置されている浦賀御船番所へは、別に下記の申請書を持たせている。

相模浦賀 御関所

松平薩摩守江戸屋敷用穀物、船壹艘、船頭・水主式拾五人、外宰領三人、江戸屋敷江差遣申候、御禁制宗旨之者ニ而無御座候条、無異儀御通可被下候、以上

天明二年寅十一月四日

松平薩摩守内

堀孫大夫印

相模浦賀 御関所

## 2. 出帆

用意万端調べて、孫七船は天明2年（1782）11月16日に薩摩国川内（9）を出帆した。天草牛堀湊（10）に入津したが順風が得られず、ようやく12月6日に同所を出帆している。9日に肥前国杵嶋（11）に入津、15日にここを出帆した。19日には同国呼子湊（12）に入る。20日に同所を出帆し、同日には長州赤間関（13）に入津した。九州北回り航路を取っていることが分かる。22日にそこを出て、24日に讃岐国志々嶋（14）に入津。25日に同所を出帆し、無

事に12月26日撰津国兵庫湊（15）に入津した。翌27日の7ツ時（午後4時頃）のこと、ここで宰領衆の一人上村鉄兵衛が急病で倒れた。医者を呼び治療を受けたが、2日後の28日に病死している。看取った医師は井沢順昌といった。

口上

一薩摩上村鉄兵衛殿、当町煎屋権七方江湯入ニ被参候処、急病之由、右権七方今昨廿七日七ツ時、拙者療治頼来候ニ付、早速罷越様子見申候所、病症卒中風半身不遂口眼喎斜依之、重方続命湯相用申候所、痰気上壅不通転方仕、導痰湯相用罷在候得共、次第ニ勢気劣、養正不相叶、今日四ツ時相果申候、右之段御断申上候、以上

天明二壬寅年十二月廿八日

兵庫東貳町

本道医師 井沢順昌印

宰領（警護）衆の一人、上村鉄兵衛は船の長旅の疲れを癒すためか、銭湯（温泉カ）に行った。そこで倒れたのであろうか、知らせを受けて駆けつけた医師井沢順昌が看たところ「卒中風」で、重方続命湯や導痰湯を投与するなどの手当てを施したが、28日の4ツ時（午前10時）頃に死亡した。死骸はその地の寺に埋葬する必要がある、その手筈を進めることになった。

一礼

一薩摩船間嶋沖船頭休兵衛、船頭・水主貳拾五人乗、今般江戸廻り米積走り申候所、上乘御役人上村鉄兵衛殿、船中ニ而病気差発、種々致薬用候得共、養生不相叶被致死去候、依之、葬方之儀、於拙寺取置呉候様、死人同役岩崎甚内殿・川辺喜平太殿、并定問屋小豆屋助右衛門殿の御頼ニ付、御作法之通取置申候、為後日証印、仍而如件

天明二寅年極月廿九日

撰州兵庫津 浄業寺印

埋葬した寺院は当所兵庫津の浄業寺で、法名は「廓山浄玄居士」として埋葬されている。これら必要な手続きは薩摩藩定問屋である小豆屋助右衛門が取り仕切っている

宰領役人の減少を証明するために、通行手形の付けたりが必要になる。それが次の書類である。

乍恐口上

一松平薩摩守様御領分、船間嶋休兵衛船頭・水主貳拾五人乗、外ニ御上乗り三人、右貳拾八人、此度薩州江戸廻り御米積走り、当月廿七日当湊江着船仕候処、右御上乗之内、上村鉄兵衛殿与申仁、船中ニ而病気差発り、早速医師を掛、薬用等為致、色々介抱養生仕

候得共不相叶、同廿八日相果被申候、就之葬方之儀、当所御勤番所江御断申上候所、御免被仰付候ニ付、葬方仕候、尤寺一札并医師証文別紙ニ相添申候所、相違無御座候、為証拠仍如件

天明二年寅十二月廿九日

摂州兵庫

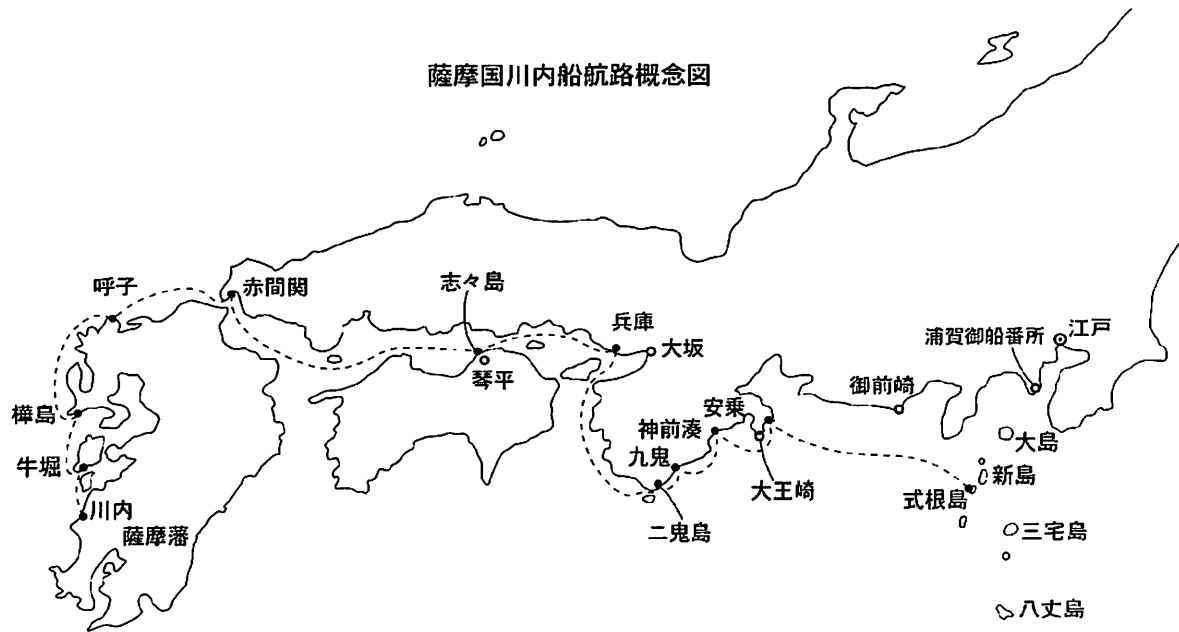
薩摩定問屋 小豆屋助右衛門印

諸所 御改所

各地に設置されている船番所では、積荷の検査と同時に乗組員の審査が行われる。そのために出港時に、上乘の宰領（警護）武士の員数が異なると、通行が不許可にならないまでも、通関手続きが面倒になるなどがあったようだ。そのための証拠文書としての必要から、薩摩藩定問屋発行の証明書がなくてはならない。

宰領衆は2人になったが、欠員のまま、3日後の天明3年元日にはここを出帆している。そこから紀州二鬼（16）、九鬼（17）に停泊、出帆を重ね、14日には紀州神前湊（18）に入津した。22日にここを出帆したところ大西風になり、大王崎を廻って西風から逃れて、志摩国安乗湊（19）へ退避を試みたが夜になり、さらに海上は荒れ立った。船頭たちは髪を切って神に願を掛け、宰領衆などと相談の上、大切な積荷をやむを得ずして、海中に投棄している。23日の昼四ツ時（午前10時）頃には遠州御前崎沖（20）で大風・高波によって、帆柱のあゆみ際が振り折れたために、「あまの爪」が折れて、帆柱・桁共に海中へ吹き飛ばされた。船は傾き、転覆の危険が迫った。そこで帆柱を伐り払おうと試みたが、折れ帆柱が外櫓・舵羽を損壊し、さらに危険が増した。

彼らはさらに積荷を匆捨て、碇2頭に綱4房を結わえて海中に垂らしなどして、懸命に働いている。船は帆船なので、小帆を広げ、風にまかせて漂流状態に入り、後は運を天に任せるだけになったのである。



### 3. 難破

新島側の記録に次のようなものがある。(21)

#### 正福丸

正月廿四日 西風

一今廿四日昼九ツ時頃、流船と相見候船壹艘、前浜を通り候ニ付見繋候処、丸嶋沖ニ懸り候様子ニ相見へ候

正月廿五日 北風

一今廿五日式根島ニ而漁船 権左衛門罷帰り申出候而、昨廿四日、流船と相見候船壹艘丸嶋沖ニ相見候ニ付、居合せ候むくり船之者共□□候処、薩摩船ニ而灘ニ而逢難風、橋ふり被折、桁帆而も無之船□□間、助ケ呉候様申候ニ付、舢二而人□□式根島江上ケ、介抱仕候処、今廿五日朝元船引込呉候様相頼候ニ付、居合之漁船ニ而かふら根江引込置候段、注進申出候

一石之通ニ付、左近・元右衛門外役人一同、式根嶋江罷越様子尋ル

正福丸は式根島へむくり漁(22)に行っていた漁船と思われるが、正月24日の正午頃に、潮に流されているらしい1艘の廻船を見ている。その船は丸嶋沖にどうにか停止したらしい。翌日の25日式根島でむくり漁をしていた権左衛門が本島(新島)の陣屋に来て、薩摩船が難風に逢い丸嶋沖で停泊している。帆柱などが折れており、舢で上陸し救助を求めて



来たので、乗組員全員の介抱を行い、船は「かぶら根」に引き入れた旨を報告した。そこで地役人前田左近・名主青沼元右衛門以下島役が式根島に渡り、現場を実見している。

島役人が彼らに尋ねると、御前崎沖で漂流を始めてから、翌日の24日にどこの国なのか分からないが、彼らは嶋山を見た。助かる為にはどうしてもその島に漕ぎ寄せようと働いたが、波風が強く、殊に潮の流れが早くて、中々船を寄せられず、島は段々遠のいていった。皆で相談し、その島から離されては、生きる望みが断たれると意見が一致し、さらに碇を3頭・綱6房を垂らしたものの船は止まらず、かくなる上は本船を捨て、全員舢に乗り移り、かの島に上陸することに決し、夜に入って宰領衆並びに船頭・水主27人全員が舢に乗り移った。

幸いにも一人も欠けることなく無事に上陸し、人家を尋ね歩いた。小屋が見えたのでそこへ行ったところ、本島から漁獵稼ぎにこの島に来てしていると聞かされた。人数は2・30人であった。遭難者であることを話すと、早速現地へ見に行ってくれたが、波浪が高くとても大船を曳航することはできない状況であった。村人たちはとりあえず遭難者たちをこの小屋に入れて介抱した。

翌25日夜明けに再び船を見に行ったところ、2里程の沖合に本船が見えた。少し波が穏やかになったので、船を曳いて欲しいとの頼みなので、島人たちは漁船4艘に乗り込み、一緒に本船へ向かった。碇を引き上げたりして色々働いたが、帆柱もないので、碇綱を切って曳くことにした。ようやく式根島のかぶら根まで曳き入れた。

前述の通り通報を受けて、本島から島役人が来て事情を問われて答えている。

出港時、薩摩国で積み込んだ米は1,293石7斗6升(4,043俵+赤舂14俵+飯米25石)で、正確には分からないが、約半分を海中投棄したようである。船内に残っていた米などは、つぎの通りであった。

#### 有物之覚

一打捨残米	貳千貳百六拾五俵	
内	千三百五拾九俵	無難米
	九百六俵	濡米
一打捨残飯米	五俵	但赤米
一打捨残炭	貳拾貳俵	
一船道具		品々

破損箇所など多かったが、船は応急処置をすれば、江戸までは行けると判断したらしい。そこで海中投棄や波浪によって流失した帆柱・桁・葦綱などの不足分については新島で調達し、島役人が同乗し、江戸表へ行くことにした。とりあえず船の破損部分は応急処置す

るなどの準備をしていた。ところが、2月5日の夜に大南風が吹き荒れ大時化になった。船を有る限りの綱・碇で固定しようと懸命に働いたが、大風・高波で繋いだ綱は摺切れ、船は磯際の岩場に打ち付けられ、夜中の寅ノ刻（6日の午前4時頃）に破船した。宰領衆並びに船頭・水主ら27人は、ようやくのこと怪我もなく上陸できた。浦賀番所切手その他の往来手形・荷物送状などは船頭が守り抜いている。

6日からは西風が強くなり、本島からの船は渡って来られない。7日も同様な天候であった。8日に漁船で新島から役人や村人が見えた。宰領衆や船頭・水主も立ち会い、村人たちは海中に捨てた積荷の取り上げ作業をした。風間を見ての作業が続き、取り上げた積荷は次の通りである。

取り上げた濡米 1.786俵 内赤粉 1俵  
外赤米 5俵

内25俵 水主飯米に受取りの分として引取り

揚げた濡米はそのままにして置くと汐腐になり、食用にもならなくなるので、本島まで搬送して、村人が手分けし干立てた。それが次ぎである。

残濡米 1.761俵

干立米 545石5升1合 この分一 54石5斗5合1夕引

此訳

上々干立米 90石9斗2升8合 この分一 9石9升2合8夕引

残米81石8斗3升5合2夕

上干立米 101石9斗6升9合 この分一 10石□斗9升6合9夕引

残米91石7斗7升2合1夕

中干立米 127石9斗7升 この分一 12石□斗9升7合引

残米115石1斗7升3合

下干立米 223石8斗5升9合 この分一 22石3斗8升5合9夕引

残米201石4斗7升3合1夕

赤粉3斗2升5合 この分一 3升2合5夕引

残米 2斗9升2合5夕

引残 米490石2斗5升3合4夕 此俵1594俵 但人不同

赤粉2斗9升2合5夕 此俵1俵

取り上げた濡れ米が1.785俵、残り濡米が1.761俵で25俵の差がある。これは乗組人の食料米25俵で、「分一」から除外したためと考えられる。「分一」とは公儀が定めた法規で、遭難船の積荷を現地人が回収した物に対し、支払われる比率である。

- (1) 海底に沈んだ物 10分の1
- (2) 海上に浮遊している物 20分の1
- (3) 遭難船内からの物 30分の1

などの区分がある。新島では乗組人の身の回り品や、船内食料などについては「分一法」を適用せず、無償のまま手で渡している。

濡米は短時間で腐敗することから、島民が手分けして干上げる。上々干立米・上千立米・中干立米・下干立米は汐濡れ程度の区分である。

前掲の史料から推定すると、米は全てが「10分の1」になっており、薩摩船が沈没したことを物語っている。米以外のいわゆる船具などについても「分一法」が適用される。こちらは「20分の1」になっており、海上に浮遊していたところを回収されたか、波によって岸に打ち上げられたところを回収したと推定される。

帆柱1本・舵1羽・船かす 3品 此代金5両  
 舳 1艘 但し櫓4艇添 此代金1両

計6両 内金1分銀3匁 20分1引

木綿帆など10品は相模国浦賀まで持参の分として、船頭が受け取る

この分一 金2分銀3匁

飯米櫃など8品は船頭が受け取る

以上

薩摩国を出帆した時、江戸藩蔵屋敷へ届ける米は1.782石(4.043俵)と赤舂14俵と、120俵に飯米25石であったが、船の沈没を阻止するために1.792俵余を海中投棄した。残った米は2.265俵と飯米5俵であった(1月25日)。その上破船し、さらに897俵が流失、船中には1.373俵が残るだけになった(2月5日)。その内、島民による陸揚げされた米は1.595俵(内赤舂1俵)になっている。

これら陸揚げされた米は全て汐濡れで、そのままにして置くと汐腐れになってしまうために、島民の手によって干立てられている。陸揚げされた米やその他の品々に「分一」とあり10分1の計算値が記されている。また、帆柱や舳などは換算してその20分の1の計算値が記されている。これらは島民によって陸揚げされた物に対し、回収した者に支払う割合を表したものである。

前年の天明2年に三宅島船が遭難し、まったく同じことがあったが、その事故に際してはどこにも「分一」の文字が見られなかった。それが1年後の薩摩船遭難事故の記録に見られるのである。だからと言って天明2年の三宅島船の事故(23)に際して、無給の労働だったと言い切れるかと言うと確信はないのである。ただ考えられることは新島が動員した島民の労働に対して、三宅島船の肩代わりしたとも考えられないことはないが、約30年後には明確な「分一」が決められ、新島の船(例えば同じように遭難した大吉船)(24)

であっても「分一」法は適用されているのである。

干立てた汐濡米は、上・中・下の3段階に区分している。沈船からの取り揚げ米の内、法の規定により、10の1が新島の得分になる。最後に薩摩藩の手に残る分は

上々干立米	81石余
上千立米	91石余
中干立米	115石余
下干立米	201石余
計	490石余

であった。入り江内での遭難で、約38%ということになる。大海での遭難事故であったならば、一切手元には残ることはない。全員の人命と4割近くの積荷が救出されたことは、不幸中の幸としなければならない。また、沈没した船で、使用できる部品は新島で入札売却し、彼らの在島中の雑費に当てられている。

新島から伊豆代官所に伺書が「覚」として提出されている。その1項目に「此度 薩州様御米積船、当嶋之内於式根嶋破船仕候ニ付、捨り荷物取揚申候、右取揚米之十分一被下置候様奉願上候」と見える。

「十分一」の根拠は、文化14年の『新島御用書物控』に10月付「乍恐書附奉御窺候」があり、その中に「嶋方先例も有之候」とある。海中に沈んだ積荷を陸揚げした場合は10分1、海上に浮いている積荷を陸揚げした場合は20分1が御定法で、文化6年(1809)に代官瀧川小右衛門の時に申し渡されたとある。薩摩船遭難は天明3年(1783)で、御定法を新島が知る以前のことであって、「嶋方先例」ということになる。しかし、この先例は新島だけのものではなく、少なくとも伊豆諸島では共通認識であったろうと思われ、すでに幕府によって定められたものと考えられるところである。代官所への伺書「覚」はその再確認という意味合いのものと思われる。

この「覚」が代官所へ提出されたのが2月15日であり、「分一」の記載された書類の作成は3月13日である。代官所からの指示を得た後に、10分の一または、20分の一の計算が行われているのである。

船を失った薩摩船の乗組員全員は、式根島から本島である新島に移され、介護を受けた。その際に次の「一札」を島役所に提出している。

#### 一札之事

私共義、当嶋ニ逗留仕候ニ付、被仰聞候ハ、当嶋之儀者、從御公儀様被為 仰付候流人致在嶋候間、右流人互出会候義、堅御停止ニ候、尤出国之御、内通状者勿論、音物口頼伝言ニ而も、一切取次申間敷旨被仰聞候事  
火之用心大切ニ可致事

- 附り くわへきせる堅無用之事
- 一博奕賭之諸勝負一切致間敷事
- 一喧嘩口論可相慎事
- 一晝夜共郷中徘徊無用之事

附り 山林畑等猥ニ不可致徘徊事  
 右之通被仰渡、逸々承知仕畏入候、依之、印形差出申候所、仍如件  
 天明三年卯三月

薩州川内孫七船  
 沖船頭 休兵衛  
 外水主共四人 連印

新嶋

御神主 前田左近殿  
 名主 元右衛門殿  
 年寄 佐五左衛門殿  
 同 与五兵衛殿  
 同 籐右衛門殿  
 同 太兵衛殿

このような「一札」を提出することは、後代の史料にはよく見られることで、遭難者が新島に在島する限り、守らなくてはならない誓約書である。特に第一項は新島が流人島であった故に、特に重要な項目であって、出島後も順守することを求めている。

#### 4. 事後処理

彼らは遭難事故を江戸の薩摩藩邸へ至急報告し、指示を受ける必要があり、水主弥左衛門（25）を江戸へ派遣することにした。宰領衆と船頭は船（船の積荷）から離れることは許されないことで、水主の中から人選したようだ。新島役所からは付添として年寄太兵衛を派遣することになった。両人は早速江戸へ行き、上乘警護武士の書簡と、新島からの添状を薩摩藩邸に持参したところ、江戸藩邸の掛り役人を派遣するとのことであったが、公儀流刑人が在島するという理由で、国地の者が渡海することの困難を申したところ、その案は取り止め、重役の小田善兵衛からの書簡が手渡されることになったと、伊豆代官所からの書状がある。ただし、引き上げた米については現地の新島で売却するか、船を雇い江戸へ回送するかは、小田善兵衛の書状で指示されていたらしい。また「分一」及び人足賃金などについては、年寄太兵衛に伝えたものと思われるとも書かれている。

この書状は3月5日付けで、伊豆代官江川太郎左衛門手代出役柏木直左衛門・及川東藏・田中寿兵衛から連名で、新島神主・年寄中へ出されている。柏木は伊豆韮山役邸の役人で

あり、新島からの両人は下田経由で、本土へ渡海したものである。柏木が両人を伴い、江戸の代官所へ入ったようだ。

小田善兵衛は薩摩藩の江戸邸詰め物奉行で、上乘（警護）武士である川辺善兵太・岩崎甚内に対し、書状で次のように指示している。

一江戸為御続米、川内表諸蔵之積合ニ而、御米千貳百九拾三石余積入、去冬川内表出帆、所諸湊江致着候処風波強、伊豆之内新嶋ニ而本船致破船、積合御米之儀も致相痛、右之内千三百七拾三俵程ハ取揚、嶋役人方と相談、干調為相頼度候由ニ而、右御米御付方之義申越候ニ付、破船之次第得御差図候処、右之通塩濡米相成候ニ付而者、不御相用立筈ニ候条、於其地法様次第、部壺相渡、残米之儀ハ上乘并船頭計ひを以、於所ニ致入札、払代金取揃差越候様ニ有川勇馬御取次を以被仰渡候間、諸事都合宜様取計ひ入札払致シ、代銀取揃無相違様可被差越候、尤帰帆ニ付ハ、御代官所之儀ニ候間、御法様次第、別段可被仰渡候間、此旨申越候、以上

卯三月三日

江戸詰物奉行 小田善兵衛印

川辺喜平太殿

岩崎甚内殿

江戸藩邸からの指示によると、御定法に従い「部壺」は現地へ支払い、残りについては干立てとは言え塩濡米であるから、現地にて役人と相談の上、入札により売却するようにとのことであった。

江戸から薩摩藩役人を新島に派遣することを一度は計画したが、取りやめた理由は「公儀流人等之差越候場所之由ニ而、旅人不被差越候ニ付、此節者差行人不差越候」（薩摩藩江戸屋敷留守居柑本政右衛門書状）と流人の島であるから、派遣は困難との判断によるものであり、「尤其所役々致セ話候人江附届之儀ニ付而者、追而此方御吟味之上罷出儀ニ候」とも付け加えている。

かくして分一として「干立米之儀於当嶋御払」し、その残りについては新島で「致入札」したい旨を新島役所に伝えたが、「困窮之嶋方夫食ニ買請度候得ハ、大造之石数ニ候得者、金子調達力ニ及不申候」と、大量の米を買い取るだけの力は新島にはないと宰領衆に答えている。

かくして両者の協議により、干立米は新島役所で預かることとし、下記の「預証文」を宰領衆へ渡している。

#### 預り証文之事

干立

米四百九拾石式斗五升三合四夕 但 上々干立・上千立・中干立・下干立  
此俵千五百九拾四俵 但入不同  
一赤糊式斗九升式合五夕  
此俵壹俵

右者、此度当嶋之内式根嶋ニ而被船ニ付、取上ケ米干立、浦証文之通、御定之分一請取之、  
残米書面之通、拙者共江御預ケ被成、□ニ預置申候、尤追而江戸表  
薩州様御役人衆中 いつれ共御沙汰可在之旨被仰聞承知仕候、□之預り証文差出申所  
仍件

天明三年卯年三月三日

伊豆国新嶋

年寄	太兵衛
同	籾右衛門
同	与五兵衛
同	佐五左衛門
名主	元右衛門
神主	前田左近

松平薩摩守様御内

川辺喜平太殿  
岩崎甚内殿

また、船具等についても新島役所から船頭（久兵衛）に対し「分一」として、金3分と銀6匁を受け取った旨の「覚」を発給している。

そして3月20日付けの新島役所から代官所の重役（柏木直左衛門・及川東蔵・田中寿兵衛）宛書状によると、乗組全員27人は名主元右衛門が付き添って、江戸へ渡ることになった。

薩摩藩から預けられた米・糊について、その後どのように処理されたかは、記録が見当たらない

まとめ

天明2年（1782）11月16日に川内湊を出港した江戸薩摩藩邸用の米穀約1,000石を九州北廻り航路に沿って関門海峡を抜けて瀬戸内海に入った。当時の日本沿岸航路は陸地を見ながらの航海である。神戸で警護役人の一人が急死するという思わぬアクシデントはあったが、年も改まり天明3年（1783）1月1日ここを出て紀州半島を廻り、最後の難所遠州

灘に差しかかった。1月22日のことである。現行太陽暦では海上の荒れる2月である。暦では春だが実質的には厳しい冬である。関ヶ原の低地溝帯を通過して吹き降ろすシベリア寒気団が、太平洋高気圧に阻まれて東へねじ曲げられる。その強力な西風に木造船は木の葉のように弄ばれる。典型的な海難パターンである。

はるばる遠い九州から航海して来た薩摩藩御用船は、最終目的地江戸の直前で、彼らはそれまで一度も耳にしたこともなかったろう、大海に浮かぶ無人島式根島に漂着した。しかし、これは限りなく幸運なことであった。100%に近い確率で小さな島々の間を抜けると、あとは漠とした太洋に消えるのみであった。たまたま漁労でこの島に逗留していた新島漁民によって救助され、からくも命を繋いだのである。

冬の遠州灘は魔の海域であることは、当時の船乗りたちには分かっていたことであろうと思う。自然の猛威を甘く見たか、自惚れたか、又絶対命令に従わざるを得なかったかなどは知る由もない。海の男の蛮勇は厳しい自然の前には無力であった。

#### 注

- (1) 整理番号M2-5
- (2) 整理番号M2-6
- (3) 宰領衆は警護役人
- (4) 山崎出物蔵に「シエモツ」の振仮名が付記されている。蔵役人として別府吉兵衛の署名があり、薩摩藩の地方蔵役所の一つ。
- (5) 向田出物蔵に「ムコウシエモツ」の振仮名が付記されている。蔵役人として田代孝助・郡山四郎左衛門の署名があり、薩摩藩の地方蔵役所の一つ。向田は川内川河口から約13km上流にある。現在の川内市内。
- (6) 隈之城与本郷に「クマノジャクミ」の振仮名が付記されている。手代星山喜八の署名があり、薩摩藩の地方蔵役所の一つ。川内川河口から約13km上流にある。現在の川内市内。
- (7) 山崎与に「クミ」の振仮名が付記されている。手代□兵衛の署名があり、薩摩藩の地方蔵役所の一つ。川内川河口から約24km上流にある。現在の薩摩郡さつま町内。
- (8) 御物方に「ゴモツハウ」の振仮名が付記されている。手代梶原喜右衛門は「川内与高江手代」を兼務している。
- (9) 川内湊は現在の熊本県薩摩川内市内の川内川の河口。
- (10) 牛堀湊は現在の熊本県天草市牛堀湾内。
- (11) 椀嶋は椀島で、現在の長崎県長崎市内椀島、椀は椀と同じ。
- (12) 呼子湊は現在の佐賀県唐津市呼子港



- (13) 赤間関は現在の山口県下関市赤間関。
- (14) 志々嶋は現在の徳島県三豊市志々島。
- (15) 兵庫湊は現在の兵庫県神戸市。
- (16) 二鬼嶋は現在の和歌山県熊野市二木島。
- (17) 九鬼は現在の三重県尾鷲市。
- (18) 神前湊は現在の三重県度会郡南伊勢町神前浦。
- (19) 安乗湊は現在の三重県志摩市安乗。
- (20) 御前崎は現在の静岡県御前崎市御前崎。
- (21) 「天明三年卯正月薩州川内孫七船漂着一件留」(M 2-5) に一件記録として収録されている
- (22) 「むくり漁」は素むぐり漁で、主としてサザエ漁。沈船事故が生じた時には、むぐり漁師が海底作業に動員される。
- (23) 天明2年(1782)伊豆国御用船遭難は、八丈島雇いの三宅島新八船が5月に新島持式根島での海難事故。概略については『新島村史』資料編9の総合解説「伊豆新島の海難記録」を参照されたい。
- (24) 天保4年(1833)伊豆国新島船遭難は、八丈島雇いの新島大吉船が式根島で8月に生じた。概略については上記参照。
- (25) 弥左衛門は20歳の水主。船主孫七、沖船頭休兵衛と同じ船間島の人。

文化8年越後国天領米御用船遭難—大坂河内屋長左衛門船—

はじめに

文化8年(1811)「新島役所日記」(1)の9月と10月に、次のような記事がある。

同(九月)廿九日辰 快晴 西風

- 一 昨廿八日夕方、越後国大岡源右衛門様御代官所御廻米積船、早嶋沖合ニ而沈船ニ相成、伝馬ニ而乗組拾九人陸揚ケいたし候ニ付、今日呼出、滞在中掟書申渡、一札取之候事

九月晦日巳 曇天 西風

- 一 沖船頭清兵衛外四人呼出し、一件相尋候事

同(十月)九日寅 快晴 少し西風 夜大西風

- 一 今日、漂着人口書・爪印取之候事  
但、二日ニ下書認置候ニ付、日附者二日与認候事

十月廿日丑 快晴 ならい

- 一 観音丸出船、漂着人拾九人出嶋候事

これらの記事によると9月28日の夕方、越後国の天領年貢米を積んだ船が新島の早嶋沖合で沈没し、乗組んでいた19人は伝馬船で救助されたという。この船の船頭は清兵衛と言った。かれらは2ヶ月に亘る海難事故の現場処理が終わって、10月20日に新島船の観音丸で送り出され、江戸へ向かった。

河内屋船に船積みされた天領年貢米は、代官大岡源右衛門支配地の年貢米ばかりではなく、同じく代官羽倉左門(外記)支配地の年貢米も同じく船積みされていた。

羽倉外記は後に天保3年(1832)から同11年(1840)の8年間、伊豆代官になっており、天保9年(1838)3月には伊豆諸島を巡島し、新島にも滞在することになる。(2)

「新島役所日記」には、これだけの記録があるだけで、これ以上のことは分からない。しかし、沖船頭清兵衛が所持していた記録が別にある。記録一件綴りの表紙には、「文化八末年九月廿八日 大坂河内屋長左衛門船 御城米積破船漂流 船頭所持之諸書物写」とあり、沖船頭清兵衛が所持していた記録の写が現在新島村博物館に所蔵されている。整理番号は「M2-30」(3)である。この古文書を紐解いてみようと思う。

なお、先に引用した文化8年「新島役所日記」は8月6日から12月30日までを記録した

ものである(4)。この5ヶ月間に、11月17日の夜にも尾張国野間栄助船(桧垣廻船)が新島持式根島で遭難しており、乗組11人の内、船頭栄助を含む6人が溺死、1人が重傷を負った。大坂河内船乗組19人が江戸に向かって新島を離れてから、わずか半月後のことであった。

重傷を負った水主松蔵は看護の甲斐あって回復し、年寄利左衛門の差添で、12月24日仲間と共に江戸へと送られて行った。溺死した6人は11月29日、長栄寺に手厚く埋葬されている。積荷は島民が総力を挙げて回収し、水主栄二郎・松蔵立会の上改め、同じく12月24日に江戸へ搬送されている。

#### 1. 船頭清兵衛所持の一件史料

まず文化8年(1811)大坂河内屋船遭難一件綴の表紙を見ると、次の通りである。

<p>文化八末年 大坂河内屋長左衛門船 御城米積破船漂流 船頭所持之諸書物写 九月廿八日</p>
--

そして表紙をめくって最初の項目には次のようにある。

- 一 文化八末年九月廿八日、当嶋附早嶋沖ニ而、大坂江之子嶋河内屋長左衛門船沈船ニ付、沖船頭清兵衛所持之諸書物

新島に現存するこの古文書は、表紙に「写」とあるように、沖船頭清兵衛が所持していた記録の写しである。「御城米」とは天領年貢米のことで、これを積んだ御用船が遭難したというのである。

この最初の項目に、越後国天領代官の一人羽倉左門(外記)の浦触がある。これによると、前年の文化7年(1810)の年貢米を江戸へ回送するので、越後今町湊から江戸品川迄の天領・私領にかかわらず、津々浦々の村役である名主・年寄に対して、「何れ之浦々ニても」難風に逢い、御用船が難儀した場合には、直ちに助船を出し、「御米不濡様相聞」み、難破した場合は最寄りの代官所・陣屋・各藩役所へ注進することを、津々浦々の庄屋・名主に厳命し、御用船の安全運航を図っている。日付は文化8年(1811)6月である。

江戸湾の入口に設置されている、幕府直轄の船番所である浦賀番所通行の「切手」があ

る。遭難して漂着すると、島役人はまず浦賀切手の有無を船頭に尋ねる。船頭が命を懸けて守らなければならない、最も重要な書類なので、包紙に包まれている。次に引用する。

(包紙表書)

「 浦賀切手 巻通 大坂河内屋長左衛門船  
沖船頭 清兵衛 」

(本文)

「大岡源右衛門殿

御代官所

羽倉左門殿

御米千貳百八拾七石余積

大坂河内屋長左衛門船

沖船頭 清兵衛」

右御廻米、広嶋屋平四郎差配、廻船常乗組拾七人、此度御城米積請申候、但乗組之内病死・溺死等二面人数相減候ハ、浦役人又江戶船問屋共々証文差出可申候間、右之趣を以御改之上、其御番所、入津・出帆共、早速通船被仰付可被下候、以上

文化八未年閏二月 大坂船割御役所

木村周蔵手代 大熊八郎印

大岡久之丞手代 近藤与四郎印

相州浦賀

御番所

御当番中

これは大坂船割役所から浦賀番所宛のものである。大坂河内屋長左衛門船を広嶋平四郎が差配し、この廻船には沖船頭清兵衛以下17人が乗り組んでいた。御米は1.287石余で番所通行の許可申請書である。回送の御米は越後国内の天領代官大岡源右衛門と、同じく羽倉左門が当分預かり天領年貢の2口であった。

「越後国去午御年貢、未春西海廻江戸御城米送状之事」によると、米俵には朱印が押され、「上巻三重俵」とあり、嚴重な俵仕立てになっている。船頭・水主・炊の17人の外に、上乗（警護役）として、大岡源右衛門代官所の頸城郡下曾根村組頭安右衛門・小猿屋村組頭兵右衛門と、羽倉左門当分御預所の頸城郡横川村庄屋定之助・飯室村彦四郎・石上村三右衛門・石上村専助に、廻船問屋差配広嶋屋平四郎の代人八平ら6人が同乗している

碇は8頭で、100貫目・95貫目・90貫目・85貫目・80貫目・75貫目・70貫目・65貫目

網は12房で、・芋網 3房・筒網 4房・桧網 5房  
 帆柱は杉・楯は白樺・帆28反  
 外に

船中御条目	1 通
同申渡書	1 通
浦伝	1 通
御用状	1 封
朱丸御船印	1 本

と主な船具と携帯する主な書物が記されている。

A. 「船中御条目」は「御米大切可相守」規則である。

- ・積荷を匆捨てなければならぬ場合（5）、沢手米（6）などが出来た場合、御米を少々たりといえども、隠し取りしたことが後日露顕した場合は、船頭以下品により「諸親類迄悉被行罪科事」
- ・船具等を完備し、「船足改」以降は私用荷物の持ち込みを禁じ、日和待ちが長引いて食料不足が生じた場合は滞船中の浦で補充し、その所の役人から証文を必ず受け取ること。商売米の積み入れは曲事である。
- ・難風に逢い、やむを得ず打米（7）をする場合には自分たちの食料米を先にすることもし、その逆のこゝをした場合は徴収する。
- ・海水で濡れた沢手米が生じた場合は入念に天日干しし、船具が不足した場合は着船の湊で補充すること。
- ・到着地の江戸で、御米を引き渡すまでは無断で船中賄い食料米を陸揚げしては成らない。以上のように厳しく定め、もしこれに違反した場合、たとえ同罪の者でも申し出たらその罪を許し褒美を与える。同類が仇をなすなどのことがないよう対処する。もし他から露顕したら悉く罪科に処する。

この「船中御条目」は寛文13年（1673）2月に定めたもので、138年後の文化8年（1811）の時点でもこれを適用している。

B. 「船中申渡書」は「船中御条目」の補完的性格の文書とも言える。

- ・江戸に到着し、御米の陸揚げ前に上陸してはならない。不断に船中を見回り、御米の濡れ・沢手・鼠害などを点検し、大切に取り扱うこと。船頭・水主ともに御米を粗略に扱ってはならないことを厳しく申渡す。何か申したいことがあれば、江戸に到着後に申し出ること
- ・何にせよ、船中不必要の品は一切船積みしてはならない。男女遊興がましき者を船中に

呼び入れることは厳禁する。船頭・水主共が停泊中にやむを得ず上陸する場合は、その筋の許可を受けなければならない。

- ・停泊中いかなる軽品たりとも船中に運び入れることはならない。
  - ・船中火の用心、垢の道（8）の出来ぬよう常時気を配り、船具などの痛みがあれば、交換・修復すること。
  - ・御用船の威光をもって無理難題してはならない。また軽き品たりとも青物（9）などを受け取ってはならない。
  - ・水濡れや沢手俵が生じた場合、早急に干立てること。難風に逢い、打米をしなければならない場合は、自分たちの荷物から匆捨て、御米は大切に守らなければならない。尤も難破した場合はその場所をしっかりと覚えておき、あやふやにしてはならない。もちろん、その地の役人へも正確な場所を申し出て、吟味を受け、書付（証明書）を受け取り、それを提出すること。濡米を江戸まで輸送できない場合は、その地の役人立会の上相改め、最寄りの代官所・陣屋の指図を受けること。その場合濡米(10)・沢手米や正米(11)の仕分けをし、紛れることのないよう印札を付けること。
  - ・不時の怪我が生じた場合は、最寄りの役人へ直ちに注進すること。
- 以上を嚴重に順守し、かつ心して油断なく昼夜共御米を大切に守り、少しも損失なきよう心掛け、決して粗略にしてはならないことを、嚴重に申付ける。

C. 「浦触」については前述したので省略する。

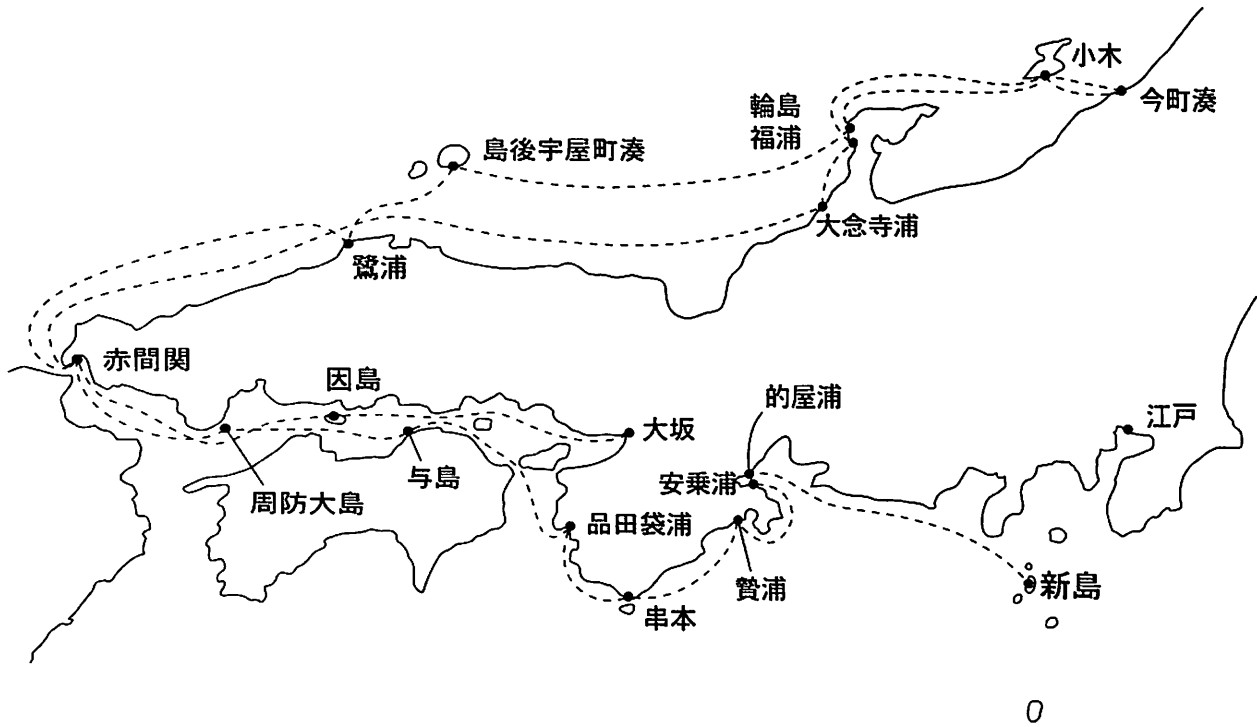
D. 「御用状」(12)は「一封」とあり、封書形式らしい。恐らく新島役所でも開封はしなかったものと思われる。

E. 朱丸の御船印(13)の図はないが、御用の文字を朱炭で丸く囲った旗印であろうかと思われる。

以上の重要書類すべてが、大坂から空船で越後へ向かう時点で交付されたもので、越後今町湊で御用米を積み入れた時点で「送状」が交付されたようだ。

越後今町湊では「御送り状奉請取出帆」とか「表書之石数於同国今町湊積立之」ともあるところから、重要書類は大坂と今町湊の両所で船頭に手渡されていることが分かる。

2. 大坂から越後への航路



大坂河内屋船航路概略図

越後国天領の年貢米は今町湊に集積されており、その地から江戸までの輸送は入札によって行われ、大坂の広嶋屋平四郎が落札し、大坂の河内屋長左衛門船を雇い上げたものと推定される。その廻船の沖船頭が清兵衛で、清兵衛以下水主が17人であった。

沖船頭清兵衛が綴った「日帳」の写が新島村役場に現存している。いわゆる「船中日記」(14)で、御用船の船頭が毎日記録することが義務になっている。

表紙は「文化八年末閏二月 空船出帆 御米積着迄 往返日帳 紙数拾五枚 大坂河内屋長左衛門船 沖船頭清兵衛」とある。大坂から空船で越後国まで行き、越後国天領の年貢米を積んで、江戸まで航海する予定である。但しこの「日帳」は数度の修復の際に乱丁や落丁をしたらしく、第1紙が「右之通相違無御座候、以上 同国同郡福浦湊組合頭刀弥」から始まっている始末で、整理しながら解説を進める必要があり、著しく困難を伴っている。

ともあれ、「日帳」には表紙に「閏2月」とあるからそれを目安にして解説することにした。まず、長左衛門船は空船で大坂を出帆していることが判明した。

末閏二月晦日、御送状奉請取候処、西風二而滞船、同朔日右同断、同二日天氣能大坂

川口出帆候

右之通相違無御座候、以上

大坂問屋

河内屋 長左衛門印

上記の引用記事から始まるものと思われるが、瀬戸内海とは言え、向かい風の西だったので出帆を見合わせ、月が改まった3月2日になってようやく大坂川口を出港している。

次の寄港地は

一 未三月十日芸州領椋之浦江入津仕候

とあり、9日後の3月10日には安芸国椋之浦（15）に到着した。

一 三月十日芸州領椋之浦江入津仕候、同十一日西風ニ付滞船、同十二日右同断  
同十三日右同断、同十四日雨天ニ付滞船、同十五日天気能当浦出帆仕候

3月10日には安芸国因島椋之浦に入った長左衛門船は、11・12・13・14日は西風のため出航できず、ようやく15日に天気が穏やかになったので出帆した。船は3日後の18日には長州赤間関（16）に入津した。

右大坂河内屋長左衛門船、沖船頭清兵衛、三月十八日長州赤間関下着、同日辰ノ刻出帆

入津の時間は不明だが、その日の辰ノ刻（午前8時頃）には出帆している。このわずかな時間に下記のような船改めが行われている。

御城米船改役 河野籐右衛門印

於長州赤間関、空船并乗組人数相改候処、相違無御座候、 以上

三月十八日

大坂 広嶋屋平四郎代 八平印

船改めの後、船はその日の朝8時には出帆し、荒海の日本海に乗り出している。年貢米搬送の請負人である広嶋屋平四郎店から八平なる者（番頭又は手代カ）が同乗していることが伺える

25日には能登国大念寺浦（17）に到着し、23日間滞船している。4月18日に出帆したも



のの、「同日未ノ刻（午後2時頃）、北風強安倍屋浦（18）外閨ニ船懸かりしている。この際に船は損傷を受けたようだ。

次ぎに史料上に出て来るのは4月22日である。

- 一 四月廿二日午刻当湊江入津、修復取掛り
  - 一 同 廿三日修復、同廿四日同断、同廿五日同断
  - 一 同 廿六日修復皆出来仕候
- 右之通相違無御座候、以上 同国同郡福浦湊組合頭 刀弥印

とあり、福浦（19）に4月22日正午頃に入り、26日まで船の修理をして、ようやくここを出帆している。福浦は能登国であって、当時の西廻り航路の重要な港湾の一つであった。

正確な航路は詳らかではないが、能登大念寺浦を出て、福浦湊に入津するまでの、中間地点の安倍浦沖で舟懸かりし、船は修復を必要とするような損傷を被っていたようだ。修復と点検には3日間掛り、26日には検査を終了している。

右之通修復皆出来ニ付致見分、其外船具等迄逸々相改候処、相違無御座候、以上  
未四月廿六日

田口五郎左衛門元手附

内田金兵衛印

さて、福浦湊を出帆した日は不明だが、次の記録は5月3日からである。

- 一 未五月三日戌ノ刻、能州福浦湊へ出戻り入津
  - ・ 同四日西風滞船 同五日雨西風滞船
  - ・ 同六日西風滞船 同七日雨西風滞船
  - ・ 同八日雨西風滞船 同九日雨西風滞船
  - ・ 同十日北風滞船 同十一日北風滞船
  - ・ 同十二日西刻出帆
- 右之通相違無御座候、以上 同国同郡福浦湊組合頭 刀弥印

船は4月26日に福浦を出帆したと推定するが、5月3日に福浦湊へ出戻っていることが読み取れる。そして、3日から10日間天候の回復を待ち、12日にようやく出港することができた。向かった所は佐渡国小木（20）である。

未五月十三日申ノ上刻、佐州小木浜江入津仕候 小木御番所附問屋 信濃屋市兵衛印  
 同十四日南風滞船  
 同十五日右同断 十六日右同断  
 同十七日右同断 十八日右同断  
 此上二折紙ニ而出戻り与有之  
 同十九日右同断 廿日右同断  
 同廿一日右同断 廿二日右同断  
 同廿三日右同断 廿四日右同断  
 同廿五日右同断 廿六日卯ノ刻出帆  
 右之通相違無御座候、以上

福浦湊を5月12日酉ノ刻（午後6時頃）に出帆した船は、翌日13日申ノ刻（午後4時頃）に、佐渡国小木浜に到着している。それまで各地で幾日も風待ち滞船を余儀なくされていた長左衛門船は、挽回するように一気呵成に行動し、わずか10時間で走り抜けている。当時の帆船でも、順風を得ればかなりの速度が出ることがわかる。

しかし、目的地を目の前にした小木で5日間風待ちし、18日に出航したものの、その日に出戻っている。8日後の26日卯ノ刻（午前6時頃）にようやく出港できた。2日の航海の後目的地である越後国今町湊（21）に到着した。

今町湊には5月28日未の上刻に到着した。今で言うと午後1-2時頃である。

### 3. 越後から江戸への航路

- 一 未五月廿八日未ノ上刻、今町湊へ入津仕候
  - 一 同廿九日空船御見分、西風強滞船
  - 一 同六月朔日、西風強滞船
  - 一 同二日御米積掛り、右同断
  - 一 同三日御米御積立相済、船足御見分之上、同日未之上刻、御送り状奉請取、出帆仕候
- 右之通相違無御座候、以上 越後国今町湊 御米宿 伊藤屋 印

5月28日の午後早くに到着した船は、翌29日に船内検査を受けている。翌日は月が改まって6月1日も西風が強く作業休み、2日には米の船積み作業をし、船足見分（22）の上、翌3日未ノ刻（午後1時頃）に今町湊を出帆している。この時に送状を受け取っている。

送状は次の書状である。

一 米千式拾八石九斗七升 但本年貢米四斗入  
 此俵式千五百七拾式俵壺斗七升  
 是者大岡源右衛門支配所之分

一 米式百五拾八石八斗八升五合 但右同断  
 此俵六百四拾七俵八升五合  
 是者羽倉左門支配所之分

右者、大岡源右衛門・羽倉左門御代官所、当分御預所、越後国去午御年貢、当未春江  
 戸御廻米、書面之石数於同国今町湊積立之、今三日未ノ刻出帆申付候、以上  
 未六月三日 越後国今町湊積所出役

大岡源右衛門手附 平山茂右衛門印  
 羽倉左門手代 杉浦丈四郎 印

船は、1,287石8斗余の年貢米を積んで、文化8年(1811)6月3日未ノ刻(午後2時頃)  
 に越後国今町湊を出帆し、江戸までの長い航海を始めたのである。

佐渡国小木湊には6月14日卯ノ刻(午前6時頃)に到着している。なぜか16日間もかかっ  
 ている。行きは2日の航海で今町湊に到着していることと比較すると、かなりの日数がか  
 かっている。理由はわからないが、行きは空船であったが、今回は幕府御用米を積んで  
 と言うこともあってか、相当慎重に航海したものと思われる。西風に流されて、途中柏崎  
 などで風待ち避難したのではないかと思われる。

一 六月十四日卯ノ刻、佐州小木湊江入津 小木御番所附問屋 信濃屋市兵衛印  
 同十五日西風滞船  
 同十六日右同断 同十七日右同断  
 同十八日右同断 同十九日右同断  
 同廿日卯ノ刻出帆  
 右之通相違無御座候、以上

佐渡島小木湊では西風で6日間風待ち滞船し、6月20日の朝6時頃に出港、3日後の23  
 日に能登半島を廻って輪島(23)に到着している。

- 一 未六月廿三日未刻、能州輪島崎浦へ入津仕候ニ付、手船拾六艘・水主貳拾八人為乗引入申候
- 一 同廿四日波風強滞船  
右御船、同廿五日辰ノ刻、日和能出船仕候ニ付、手船拾艘、水主八拾人乗引出候以上
 

能州輪島村肝煎	間兵衛印
同	九兵衛印
同所組合頭	太左衛門印
同	八郎右衛門印

越後へ向かう時には福浦に停泊したが、今回は手前の輪島浦に入港している。その輪島での風待ちは短く2日後の6月25日辰ノ刻（午前8時頃）にはここを出港し、因幡国嶋後宇屋町（24）湊に入港している。当時の西廻り航路の重要寄港地のひとつであった。

- 一 未六月廿九日巳刻、隠州嶋後宇屋町湊江入津 庄屋 武左衛門印
- 一 同晦日南風滞船
- 一 七月朔日右同断 同二日右同断
- 一 同三日辰刻、天気能当湊出帆  
右之通御座候、以上

ここでの3日間、風待ち滞船している。次に向かったのは出雲国神門郡鷺浦港（25）であった。

右御城米船、未七月六日午刻、雲州神門郡鷺浦江入津ニ付、御法之通相改候処、別条無御座候ニ付、同七日西風滞船、同八日右同断、同九日右同断、同十日右同断、同十一日右同断、同十二日右同断、同十三日右同断、同十四日雨風滞船、同十五日西風滞船、同十六日右同断、同十七日雨西風滞船、同十八日右同断、同十九日西風滞船、同廿日卯ノ刻日和能候ニ付、当湊出船

右之通相違無御座候、以上	雲州神門郡鷺浦	
		庄屋 為三郎印
		庄屋 源兵衛印

鷺浦に入津したのは3日後の7月6日午刻（正午頃）であった。ここでも西風にたたられて出帆できず、風待ち滞船は半月に及んでいる。次ぎの寄港地である長州赤間関に向かつて、20日卯之刻（午前6時頃）に鷺浦を出ている

右大坂河内屋長左衛門船、沖船頭清兵衛、七月廿二日長州赤間関入津、同廿三日巳ノ刻出帆

御城米船改役 河野籐右衛門印

赤間関に入ったのは3日後の22日で、船はようやく荒れた日本海を乗り切って下関に入ることができた。ここからは瀬戸内海の航路になり、入津した翌日の23日巳ノ刻（午前10時頃）には出港している。

- 一 未七月廿七日午刻、当浦入津
  - 一 同廿八日東飛南風ニ而滞船
  - 一 同廿九日右同断
  - 一 同晦日卯刻、天气能当浦出帆
- 右之通相違無御座候、以上

未七月晦日

周防国大嶋郡関浦

年寄 有津久右衛門印

周防大島関浦(26)の入津は27日正午頃であった。「東飛」とは東からの突風であろうか、ここでは3日間滞在して、30日卯ノ刻（午前6時頃）次の塩飽へ向かっているが、その間に小さな湊に寄港しているようである。

- 一 未八月十三日申ノ刻、当浦江入津、同十四日卯之刻天气能、当浦出帆仕候
- 右之通相違無御座候、以上

讃州塩飽与嶋 庄屋 平吉印

塩飽諸島の内の与島(27)に入港した翌14日には、早くもここを離れている。ここからも幾つかの港に寄って19日卯ノ刻（午前6時頃）紀州牟婁郡品田袋浦(28)に入港している。

- 一 未八月十九日卯刻、当浦江入津仕候ニ付、御条目之通相改、相違無御座候、以上

紀州牟婁郡品田袋浦 庄屋 喜才次印

- 一 同廿日高波ニ付滞船
- 一 同廿一日卯刻出帆仕候
- 一 八月廿五日辰刻当浦へ入津

- 一 同廿六日東風滞船
- 一 同廿七日天気能、辰刻出帆仕候  
右之通、相違無御座候、以上

ここでの滞船は8日間であった。次ぎは同じ郡でも太平洋の外海にある大嶋浦であるため品田袋浦では、その準備と心構えが必要だったのだろうか。この記事には若干の検討が必要である。すなわち、2項目と3項目との間に4日間の欠落がある。21日には出帆しており、25日には入津とある。これは沖船頭清兵衛が所持していた「日帳」を新島役所で書写したものであり、史料批判を十分に行わないと、矛盾が生じる危険がある。ここでは3項目の8月25日以降は、次の寄港地である大嶋浦（29）の記事であろうと考えている。

- 一 同廿八日午刻、出戻滞船
- 一 同廿九日東風滞船
- 一 九月朔日右同断滞船
- 一 同二日右同断 滞船
- 一 同三日右同断 滞船
- 一 同四日右同断 滞船
- 一 同五日右同断 滞船
- 一 同六日右同断 滞船
- 一 同七日右同断 滞船
- 一 同八日右同断 滞船
- 一 同九日右同断 滞船
- 一 同十日天気能、午刻出帆  
右之通相違無御座候、以上

紀州牟婁郡大嶋浦 庄屋 善三郎印

大嶋浦では8月25日から9月10日まで半月滞在したと思われる。この辺りからは船は東へ向かっての航海ということになり、順風を待っての風待ち滞船である。9月10日の正午頃にここを出帆した船は、5日後の9月15日には伊勢国度会郡田丸の贅浦（30）に入っている。

- ・ 未九月十五日午刻、当浦へ入津
- ・ 同十六日東雨風ニ而滞船
- ・ 同十七日北風ニ而滞船
- ・ 同十八日右同断

- 一 同十九日天気能卯刻出帆  
右之通相違無御座候、以上

紀州下  
伊勢国度会郡田丸領  
浦庄屋 兵蔵印

現在の三重県である。贅浦を9月19日卯ノ刻(午前6時頃)に出港した船は大王崎を廻って、翌20日酉ノ刻(午後6時頃)には志摩国安乗浦(31)に到着した。

- 一 未九月廿日酉刻、志摩安乗浦江入津仕候ニ付、船足極印并人数・船具、御送状ニ引合、相改候処、相違無御座候、以上

御城米役人 三橋安兵衛  
同家 文四郎印

御城米役人の三橋安兵衛はこの時に御用のため不在であったらしく、同家の文四郎なる者が代行しており、「下ケ札」を付箋している。

その日に船は的屋浦(32)に入津している。

- 一 未九月廿日酉刻、志州的屋浦入津  
一 同廿一日東南風ニ而 滞船  
一 同廿二日右同断 同断  
一 同廿三日北風ニ而 同断  
一 同廿四日東南風ニ而 同断  
一 同廿五日東風ニ而 同断  
一 同廿六日申ノ下刻出帆見合 同断  
一 同廿七日辰刻、当浦出帆

右之通、相違無御座候 志州的屋浦 庄屋 兵吉印

大坂河内屋長左衛門船、沖船頭清兵衛船は文化8年9月27日辰ノ刻(午前8時頃)志摩国的屋湊を出帆し、一路江戸へと向かった。文化8年(1811)3月2日に大坂を出港し、日本海の越後国を6月3日に出帆し、全行程約8ヶ月を経て、いよいよ最終の航路の段階に入ったのである

- ・ 文化八未年九月廿八日、当嶋(新島)附早嶋沖ニ而、大坂江之子嶋河内屋長左衛門船沈船

という記事がある。志摩国的屋湊を9月27日に出帆した翌日のことである。最終目的地江戸を目前にして、8ヵ月もの長い航海をして来た大坂長左衛門船は、新島の南端神渡鼻のわずか500m沖に浮かぶ、長径500m・短径300mの岩礁早島近くで沈没したのである。乗船者19人は伝馬船で上陸したとある。この伝馬船は元船に常備されている舳と思われるが、新島の救助船なのかはこの史料だけでは断定できないところである。積荷の「御城米」がどうなったかは不明のままである。多分海底の藻屑になり、彼らに残されたものは、もともと大切な自分たちの命だけになった。

おわりに

江戸時代の日本海海運と言えすぐ「北前船」が頭に浮かぶ。最初は「北国船」という特定の船型船を言ったが、やがて北国地方の廻船を総称するようになった。

井上鋭夫氏は、江戸時代の日本海海運について、越後国を中心に

前期（17世紀前半から18世紀前半）—西廻り航路成立期

中期（18世紀前半から19世紀前半）—大坂商人の活躍期

後期（19世紀前半以降）—越後商人の活躍期

の3つに区分している。(33)

文化8年（1811）の大坂河内屋長左衛門船の遭難は、井上氏が言う中期に相当する。いわば日本海海運史の典型的な事例と言える。

寛文12年（1672）に幕府は河村瑞賢に、西廻り航路、特に越後から下関の日本海航路の航海安全対策の立案を命じた。それ以前は船荷は小浜から陸揚げされ、琵琶湖を經由して京・大坂へ運ばれており、陸揚げの繁雑さがあった。これを解消するのが目的だったのである。幕府が意図するところは天領米を江戸までの輸送の安全確保であった。天領米は今町湊（現在の直江津港）に集積された。物資集積および積出港としての今町湊は17世紀中期頃から発展したのである。

遭難した大坂船は今町湊で天領米を積入れている。上乘衆は大岡源右衛門代官所の下曾根村・小猿村、羽倉左門代官所の横川村・飯宝村・石上村の村役人であった。これらの村はすべて越後国頸城郡内の村々である。現在の上越地方で、糸魚川市・上越市・新井市に相当する。

今町湊を出た大坂船は、日本海の荒波に耐えて下関に到着した。ホッとした気持ちで波静かな瀬戸内海に入り、島々を抜けて紀伊半島を廻る。茫洋とした太平洋を走り、最後の難関である遠州灘を抜けると目的地江戸は近い。しかし、江戸を目前にして遭難し、積荷ばかりではなく、船そのものも海の藻屑と化したのである。彼らは何一つ持たずに江戸に送られた。厳しい自然の猛威を骨の髄まで実感したことであろうと思う。



## 注

- (1) 新島村役場所蔵文書整理番号文書A2-6 「A2」は新島役所日記で、「新島村史」資料編（全3冊）収録されている。
- (2) 羽倉外記 簡堂 後に天保年間伊豆代官となる。天保9年（1838）4月13日巳ノ中刻（午前10時頃）新島に到着、巡検を終えて4月25日に新島持式根島から三宅島へ出帆した。閏4月11日三宅島から御蔵島へ渡海、その際に供をしていた新島年寄作左衛門の船が突然西風高波を受けて転覆し、全員が溺死している。三宅島・御蔵島の巡検を終えて、閏4月22日羽倉代官船は八丈島へ向けて出帆したものの、新島近くまで流され、式根島に避難している。翌日式根島中ノ浦を離れたが、又々29日に式根島野伏浦に出戻っている。月が改まり5月3日巳ノ刻に出帆したが、翌4日に新島本島に吹き戻され、5日にも出帆し吹き戻っている。6日正午頃に出帆し、やっとの思いで八丈島へ渡海している。帰路については、今のところ記録は見当たらないでいる。
- (3) 新島村役場所蔵文書「M2」は海難・漂着の部。「新島村史」資料編9に収録されている。
- (4) 文化8年新島役所日記は1月11日から8月5日までが見当たらない。後日の発見が期待される。
- (5) 船の転覆を防ぐため、積荷を海中へ投棄すること。
- (6) 海水で濡れた米は直ちに天日干ししないと汐腐れになり、食用にならない。沢手米が生じた場合、新島では直ちに島民に割り当てて天日干しにしている。
- (7) 勿捨て米のこと
- (8) 「喰道」とも言う。船中への漏水箇所を言う。
- (9) 青物とは野菜などを言うが、これらを船中に積込むことを禁じているとすれば、その理由は詳らかではない。
- (10) 雨水・塩水などで濡れる被害を受けた米のこと。
- (11) 雨水・塩水などで濡れる被害を受けない正常な米のこと。
- (12) 御用状の内容は不明。江戸の代官所への公的書状で、新島役所では開封しなかったようである
- (13) 御船印旗は空船で大坂を出港する時点から掲揚し、幕府御用船であることを明示する
- (14) 「船中日記」とか「日帳」とも言い、代官所から船頭に渡たされる。
- (15) 椋之浦は現在の広島県尾道市因島の東海岸にある椋浦
- (16) 赤間関は現在の山口県下関市の関門海峡にある湊

- (17) 大念寺浦の現在地は確定できない。
- (18) 安倍屋浦の現在地は確定できない。
- (19) 福浦は現在の石川県羽咋郡志賀町で、有名な名勝地能登金剛の南に位置する。
- (20) 小木は現在の新潟県佐渡市小木
- (21) 今町湊は現在の新潟県上越市直江津。
- (22) 「船足之改を請候以後、何れ之浦々ニ而も、私之荷物隠候而不可積之」と船中御条目にある。
- (23) 輪島崎浦は現在の石川県輪島市、当時の西廻り航路では輪島の南に位置する福浦湊であったが、その手前の輪島崎浦に入津している。しかし、輪島浦も主要湊で、手船（漁舟）8艘と28人の漁民によって曳き入れられている。
- (24) 嶋後宇屋湊は現在の島根県隠岐郡隠岐の島町、島後西郷湾
- (25) 鷺浦は現在の島根県出雲市鷺浦
- (26) 周防国大嶋郡関浦は現在の山口県大島郡周防大島町（周防大島）、あるいは熊毛郡上関町（長島・祝島・八島）なのかは確定し得ないでいる。
- (27) 与島は現在の香川県坂出市与島で、瀬戸大橋のPA. がある。
- (28) 品田袋浦は現在の和歌山県田辺市と考えられるが、断定するまでには至っていない。
- (29) 大嶋浦は現在の和歌山県東牟婁郡串本町
- (30) 田丸贄浦は現在の三重県度会郡南伊勢町
- (31) 安乗浦は現在の三重県志摩市の矢湾内南岸
- (32) 的屋浦は現在の三重県志摩市の矢湾内北岸
- (33) 「新潟県の歴史」P.159（山川出版 昭和45年）